

3 - 2 環境面からの基本方針

・郷土色豊かな海岸環境の保全

海岸は、陸域と海域とが相接する空間で、砂浜、岩礁、藻場（大型海産植物群落）など、生物にとって多様な生息・生育環境を有しているため、そこには、種類豊富な生物が存在している。

当沿岸の海中では、一般的に藻場と呼ばれる大型海産植物群落（海藻群落、海産種子植物群落）が広く分布している。これらの大型海産植物群落は魚類をはじめ多様な海産動物の生息場所、産卵場及び幼生の発育場として重要な生態系を構成している。さらに、我が国の天然記念物であるクロキツタや、当地域を原産地とする新種等の海藻が確認されているなど、学術的にも貴重な場となっている。

また、陸上部では「しまねレッドデータブック」において緊急保護種とされているハヤブサがほぼ全域に生息し、我が国におけるハヤブサの重要な繁殖地でもあり、今津海岸イワタイゲキ自生地、今津トウテイラン群生地、蛸木エゾヨロイグサ群落、油井モクゲンジ林など多くの特定植物群落が分布している。

こうした貴重な動植物や、生態系の基盤となる藻場等に配慮し、郷土色豊かな海岸環境の保全に努める。

・優れた海岸景観の保全

海岸は白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観を形成するための重要な要素である。

当沿岸のほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定され、島後には、白島海岸、名勝の海苔田ノ鼻、布施海岸（浄土ヶ浦）、島前には、名勝・天然記念物の国賀海岸、知夫赤壁といった景勝地が多数存在する。

こうした名勝や自然公園等の優れた海岸景観の保全に配慮する。

・環境保全への適切な対応

海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ、貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入規制の実施、環境に悪影響を及ぼす恐れのある油等の漂着物への対処など、適切に対応する。

・調査の実施

海岸の整備にあたっては、環境保全に関する事前の調査を行い、自然環境へ配慮するとともに、モニタリングの導入等を実施する。